

就 学 援 助 制 度 に つ い て

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。（就学援助費受給申請書兼世帯票は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

記

認定基準

要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・市県民税の非課税又は減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
- ・その他の理由で経済的に困りの方

（保護者の合計所得金額が、所得基準額に満たない方）

所得基準額

世帯人数	保護者の合計所得金額
2人	2,706,000円
3人	3,124,000円
4人	3,542,000円
5人	3,960,000円
6人	4,378,000円

※この表はあくまでも目安です。家族構成や個別の状況により異なります。

令和 7 年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（R 7. 4. 1）

費 目	対 象 者		R 7 年度単価
新入学児童生徒学用品費 (1 学期分に支給)	小学校新 1 年生		57,060 円
	中学校新 1 年生		63,000 円
学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	小学校	1 年生	11,630 円
		2 ～ 6 年生	13,900 円
	中学校	1 年生	22,730 円
		2、3 年生	25,000 円
修学旅行費 (実施学期分に支給)	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	
校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	小学校	1 ～ 6 年生	1,600 円
	中学校	1 ～ 3 年生	2,310 円
校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	小学校	1 ～ 6 年生	3,690 円
	中学校	1 ～ 3 年生	6,210 円
学校給食費 (学期ごとに支給) (学校が給食センターへ納入)	小学校	1 ～ 6 年生	1 食 250 円
	中学校	1 ～ 3 年生	1 食 280 円

※支給対象期間は、前年度に申請の場合は 4 月初日から、当該年度に新規申請の場合は認定日以降になります。

1 新入学児童生徒学用品費

お子さんが令和 7 年度に 1 年生で令和 7 年 6 月 30 日までに認定された人が支給対象

2 学用品通学用品費

領収書等の提出は不要。年度途中から認定の場合、認定日の属する月から支給

3 修学旅行費

実施時期に認定されている人が支給対象

修学旅行費補助額分（中学校 4 万円、小学校 2 万円）を差し引いた額を支給

4 校外活動費

実施時期に認定されている人が支給対象

5 給食費

認定日以降の学校への支払いが不要となります。